

## § 5 関係団体の連絡先

### 1 消防本部の所在地

本部名	所在地	代表番号
(権限移譲) 高圧ガス保安法担当課 (係)		ダイヤルイン
新潟市消防局	〒950-1141	025(288)3191
危険物保安課保安係	新潟市中央区鐘木 257 番地 1	025(288)3241
長岡市消防本部	〒940-0082 長岡市千歳 1 丁目 3 番 100 号	0258(36)0119
三条市消防本部	〒955-0082	0256(34)1111
警防課保安係	三条市西裏館 3 丁目 3 番 10 号	0256(34)1161
柏崎市消防本部	〒945-0034	0257(24)1500
予防課危険物保安班	柏崎市三和町 8 番 51 号	0257(24)1501
見附市消防本部	〒954-0059 見附市昭和町 2 丁目 6 番 33 号	0258(62)0555
村上市消防本部	〒958-0876 村上市塩町 12 番 6 号	0254(53)0119
糸魚川市消防本部	〒941-0069 糸魚川市南寺島 2 丁目 10 番 20 号	025(552)0119
五泉市消防本部	〒959-1861 五泉市粟島 1 番 28 号	0250(42)0119
阿賀野市消防本部	〒959-2003 阿賀野市安野町 14 番 4 号	0250(62)2058
佐渡市消防本部	〒952-1311 佐渡市八幡 58 番地	0259(51)0119
魚沼市消防本部	〒946-0007 魚沼市四日町 450 番地 1	025(793)0119
南魚沼市消防本部	〒949-6405 南魚沼市竹俣 82 番地 2	025(782)0860
阿賀町消防本部	〒959-4402 東蒲原郡阿賀町津川 351 番地 4	0254(92)0119
小千谷地域消防本部	〒947-0028 小千谷市城内 3 丁目 1 番 9 号	0258(81)0119
加茂地域消防本部	〒959-1327 加茂市千刈 2 丁目 8 番 1 号	0256(52)1770
燕・弥彦総合事務組合消防本部	〒959-0248 燕市吉田浜首 408 番地 1	0256(92)1210
新発田地域広域事務組合消防本部	〒957-0063 新発田市新栄町 1 丁目 8 番 31 号	0254(22)1119
十日町地域消防本部	〒948-0007 十日町市四日町新田 1041 番地	025(757)0119
上越地域消防事務組合消防本部	〒943-0824 上越市北城町 1 丁目 16 番 1 号	025(525)1195

## 2 関係団体の所在地

団体名	所在地	電話番号
高圧ガス保安協会	〒105-8447 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 (ヒューリック神谷ビル)	03(3436)6100 FAX (3438)4163
一般社団法人新潟県高圧ガス保安協会 (高圧ガス保安協会新潟県CE検査事務所) (関東高圧ガス容器管理委員会新潟県支部)	〒950-0087 新潟市中央区東大通1丁目2番23号 (北陸ビル)	025(244)3784 FAX (249)1634
一般社団法人新潟県エルピーガス協会	〒951-8131 新潟市中央区白山浦1丁目636番30号 (新潟県中小企業会館)	025(267)3171 FAX (233)6267
新潟県冷凍空調設備保安協会	〒950-0088 新潟市中央区万代2丁目4番15号 (新潟県冷凍会館)	025(243)3808
公益財団法人新潟県危険物安全協会	〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2 (公社ビル)	025(285)3490

## 3 移譲市町村提出の場合の注意

### (1) 新潟市提出の場合

#### ア 提出先

原則持参による窓口への提出をお願いします。

#### イ 提出部数

2部

申請・届出・報告等の提出については、「提出を証明する目的」で1部に提出証明印を押印し返却しています。

#### ウ 手数料

手数料額は新潟市消防関係手数料条例に定められています。手数料額は変更されることがありますので注意してください。(新潟市のホームページに掲載しています。)

なお、手数料の納入にあつては、現金にてお願いします。

#### エ 手続き書類の入手方法

新潟市のホームページに主なものを掲載しています。

URL : <http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bohan/shobo/index.html>

### (2) 三条市提出の場合

#### ア 提出先

原則持参による窓口への提出をお願いします。しかし、申請以外の届出・報告等にあつては郵送での提出でも対応しています。

なお、郵送の場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

#### イ 提出部数

2部

申請・届出・報告等の提出については、「提出を証明する目的」で1部に提出証明印を押印し返却しています。

#### ウ 手数料

手数料額は三条市手数料条例に定められています。手数料額は変更されることがありますので注意してください。(三条市のホームページに掲載しています。)

なお、手数料の納入にあつては、現金にてお願いします。

#### エ 手続き書類の入手方法

三条市のホームページに主なものを掲載しています。

URL : <http://www.city.sanjo.niigata.jp/keibo/page00010.html>

(3) 柏崎市提出の場合

ア 提出先

原則持参による窓口への提出をお願いします。

イ 提出部数

2部

申請・届出・報告等の提出について、「提出を証明する目的」で1部に提出証明印を押印し返却しています。

ウ 手数料

手数料額は柏崎市手数料条例に定められています。手数料額は変更されることがありますので注意してください。（柏崎市のホームページに掲載しています。）

なお、手数料の納入にあっては、現金にてお願いします。

エ 手続き書類の入手方法

柏崎市のホームページに主なものを掲載しています。

URL : <http://www.city.kashiwazaki.lg.jp/bosai-bohan/shobo/index.html>